

令和8年度
図書館等職員著作権実務講習会

著作権法各論Ⅱ
(視聴覚資料の利用等)



図書館等での著作物利用に関連する「著作権の制限」

利用行為		関係する著作権	関係する権利制限規定
複写サービス 公衆送信サービス等		複製権（21条） 公衆送信権等（23条）	図書館等における複製等（31条）
館内 閲覧	書籍	—	—
	録音図書	口述権（24条）	営利を目的としない上演等（38条1項）
	音楽資料	演奏権（22条）	
	映像資料	上映権（22条の2）	
朗読会		口述権（24条）	営利を目的としない上演等（38条1項）
貸出	映像以外	貸与権（26条の3）	営利を目的としない上演等（38条4項）
	映像資料	頒布権（26条）	営利を目的としない上演等（38条5項）
点訳		複製権（21条）	視覚障害者等のための複製等（37条1項、2項）
音訳		複製権（21条）	視覚障害者等のための複製等（37条3項）
貸出用の字幕付与等		複製権（21条）	視覚障害者等のための複製等（37条の2）
美術の著作物等の展示、展示に伴う複製等		展示権（25条） 複製権（21条）等	原作品の所有者による展示（45条） 展示に伴う複製等（47条）

目次

1. 障害者のための複製等

- ① 視覚障害者等のための複製等（37条）
- ② 聴覚障害者等のための複製等（37条の2）

2. 非営利・無料の場合の上演・貸与等

- ① 上演・演奏・上映・口述関係（38条1項）
- ② C D、書籍等の貸与関係（38条4項）
- ③ D V D等映像の貸与関係（38条5項）

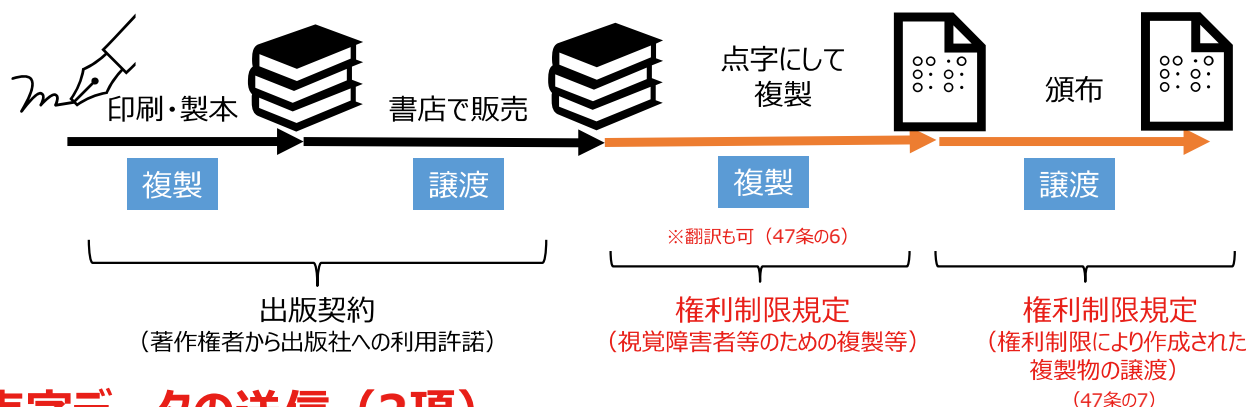
3. 美術の著作物等の展示等

- ① 美術の著作物等の原作品の所有者による展示（45条）
- ② 美術の著作物等の展示に伴う複製等（47条）

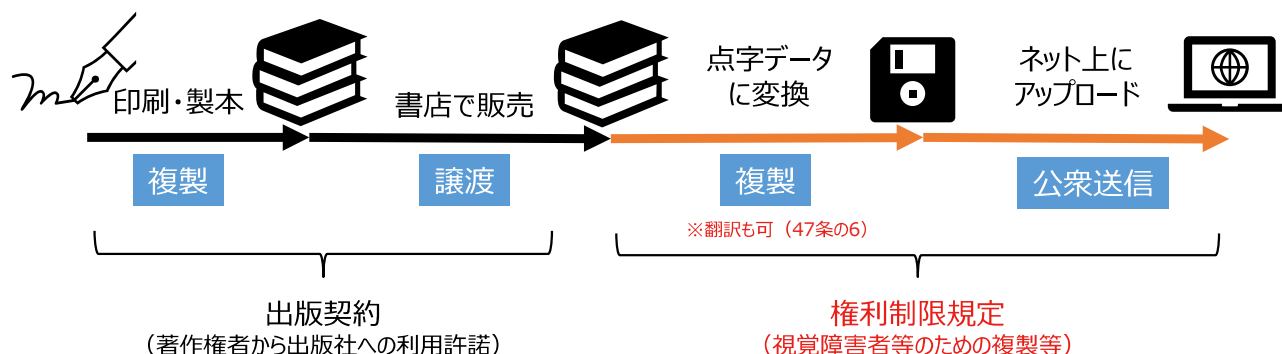
2

① 視覚障害者等のための複製等(37条1項・2項)

点字の作成（1項）



点字データの送信（2項）



3

①視覚障害者等のための複製等(37条1項・2項)

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 **公表された著作物は、点字により複製することができる。**

2 **公表された著作物**については、**電子計算機を用いて点字を処理する方式**により、**記録媒体に記録し、又は公衆送信**(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)**を行うことができる。**

3 (略)

1項：点字による複製

2項：点字データの送信

①「公表された著作物は、点字により複製することができる。」

⇒ 公表された著作物であれば、点字として複製できる。

※利用主体に限定なし、営利・非営利を問わない

※著作物の種類を問わない

※「出所の明示」が必要(48条)

②「公表された著作物については、…点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信を行うことができる。」

⇒ 公表された著作物であれば、点字データによるファイルをネットワークを通じて視覚障害者に送信したり、点字データをホームページにアップロードすることが可能

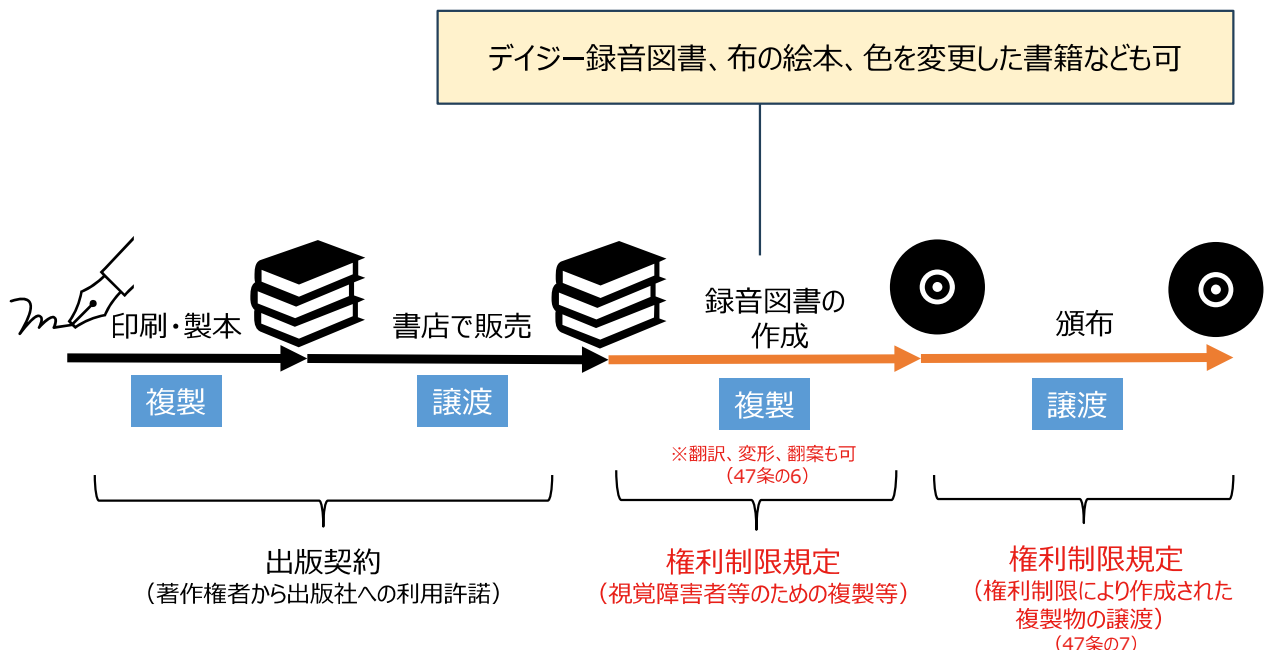
※利用主体に限定なし、営利・非営利を問わない

※著作物の種類を問わない

4

①視覚障害者等のための複製等(37条3項)

録音図書等の作成 (3項)



5

①視覚障害者等のための複製等(37条3項)

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 **視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者**（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、**公表された著作物**であつて、**視覚によりその表現が認識される方式**（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）**により公衆に提供され、又は提示されているもの**（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、**専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度**において、**当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式**により、**複製し、又は公衆送信**を行うことができる。**ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。**

6

①視覚障害者等のための複製等(37条3項)

項目	内容
利用主体	視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（色覚障害者、発達障害者、肢体不自由で本を持てない者等も対象となりうる。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの 【政令で定めるもの（著作権法施行令第2条第1項）】 障害児入所施設、児童発達支援センター、 大学等の図書館 、 国立国会図書館 、視聴覚障害者情報提供施設、図書館法2条1項の図書館（ 公共図書館等 ）、学校図書館、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う施設 視覚障害者等のための情報提供事業を行う法人（ボランティア団体等）で一定の要件を満たすもの 文化庁による個別指定を受けた者
対象著作物	公表された著作物で、視覚で認識できる著作物（視覚と視覚以外の感覚の両方で認識される著作物を含む。）
利用目的	視覚障害者等の用に供するため
利用態様	録音図書、デージー図書、布の絵本、色を変更した書籍にして提供 等 ※複製のほか公衆送信も可 ※翻訳・変形・翻案も可（47条の6）
ただし書	著作権者やその許諾を得た者等により、視覚障害者が利用できる録音物等が提供・提示されている場合に、それと同じ録音物等を作成等することは認められない

※「出所の明示」が必要（48条）

【参考】図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

（国公立大学図書館協力委員会・（公社）全国学校図書館協議会・全国公共図書館協議会・専門図書館協議会・（公社）日本図書館協会）

7

①視覚障害者等のための複製等(37条3項)

視覚障害者等のための情報提供事業を行う法人（ボランティア団体等）の要件

【ボランティア団体等の要件】

- イ. 事業を的確かつ円滑に行うことができる**技術的能力**及び**経理的基礎**を有していること
- ロ. 事業を適正に行うために必要な**著作権法に関する知識を有する職員が置かれている**こと
- ハ. 情報を提供する**視覚障害者等の名簿を作成**していること
- 二. **法人の名称、代表者の氏名、連絡先、事業の内容（著作物等の種類及び利用の態様を含む）、イ～ハの要件を満たしている旨を、SARTRASのウェブサイトで公表**していること

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）
のウェブサイトへの登録申し込みが必要

※登録申し込みの際に上記要件を確認

8

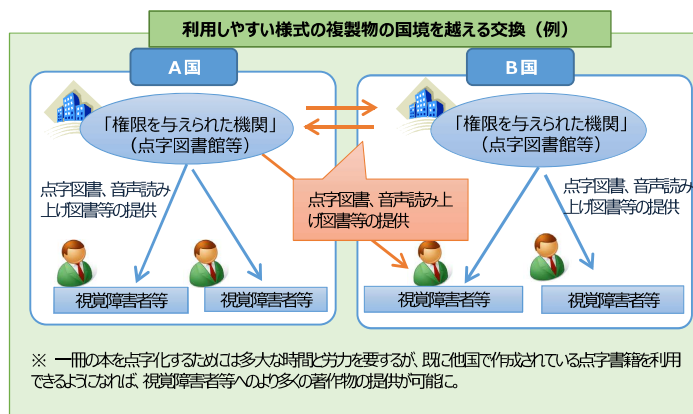
（参考）盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約について

【経緯】

- 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）による発行された著作物の利用を促進するため、WIPOにおいて、**マラケシュ条約が平成25年6月に採択**された。
- 我が国においては、マラケシュ条約締結のために必要な措置を含む**著作権法の一部を改正する法律及び同条約の締結**が、平成30年通常国会において成立・承認された。これを受け、我が国は平成30年10月1日に同条約の加入書をWIPO事務局長に寄託し、**平成31年1月1日から我が国について効力を生ずること**となった。

【主な内容】

- 視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、各国の著作権法において、視覚障害者等のために**利用しやすい様式の複製物**（点字図書、音声読み上げ図書等）に関する**著作権の制限又は例外を規定**する。
- 各国の**権限を与えられた機関**（以下「AE」という）が作成された**利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換すること**を可能とする（AE: Authorized Entity）



9

(参考) マラケシュ条約の我が国における適用

我が国における「権限を与えられた機関 (Authorized Entity)」 (A E)

政令 (著作権法施行令第2条第1項各号) で定める者がAEに該当。

- ・ 障害児入所施設、児童発達支援センター
- ・ 大学等の図書館
- ・ 国立国会図書館
- ・ 視聴覚障害者情報提供施設
- ・ 公共図書館等
- ・ 学校図書館
- ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
- ・ 障害者支援施設、障害者福祉サービス事業を行う施設
- ・ 上記のほか、視覚障害者等のための情報提供事業を行う法人 (ボランティア団体等) で一定の要件を満たすもの
- ・ 文化庁による個別指定を受けた者

マラケシュ条約の「利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等」

利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等を円滑かつ確実に実施するため、これらの主体のうち、**国内外の窓口機能として中心的な役割を果たす機関を、当面、以下の施設としている。**

- ・ 国立国会図書館
- ・ 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会

10

演習問題

問 **営利目的**で、小説を点字にすることは可能か。

行為 \ 法との関係	関係する権利	権利制限規定
点字による複製	複製権	視覚障害者等のための複製等 (37条1項)

⇒著作権者の許諾は 不要

11

演習問題

問 大学図書館で、体が不自由で書籍等を持つことができない学生からの依頼を受け、文献の録音図書の作成を行う場合、著作権者の許諾は必要か。

行為 \ 法との関係	関係する権利	権利制限規定
録音図書の作成	複製権	視覚障害者等のための複製等 (37条3項)

⇒著作権者の許諾は 不要

12

目次

1. 障害者のための複製等

- ① 視覚障害者等のための複製等 (37条)
- ② 聴覚障害者等のための複製等 (37条の2)

2. 非営利・無料の場合の上演・貸与等

- ① 上演・演奏・上映・口述関係 (38条1項)
- ② CD、書籍等の貸与関係 (38条4項)
- ③ DVD等映像の貸与関係 (38条5項)

3. 美術の著作物等の展示等

- ① 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (45条)
- ② 美術の著作物等の展示に伴う複製等 (47条)

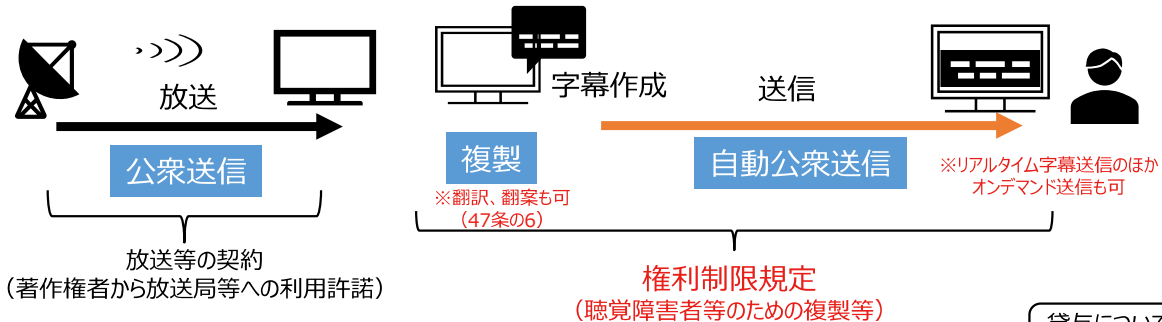
13

②聴覚障害者等のための複製等(37条の2)

字幕作成・送信 (1号)

※放送番組のほか、映画等も対象

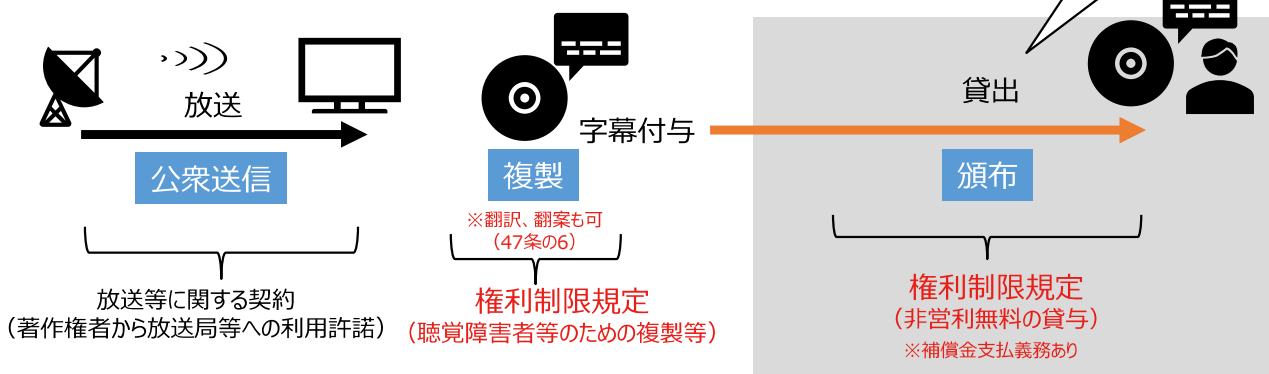
コンピュータ上で市販の映画DVDを再生する際に、インターネットから字幕配信を受けて映像と字幕を同期させ、同一画面で視聴できるサービスも可



貸出用の字幕付与 (2号)

※放送番組のほか、映画等も対象

貸与については、
第38条第5項が適用



14

②聴覚障害者等のための複製等(37条の2)

(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 ①聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、②公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、③専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、④それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、⑤当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一 当該聴覚著作物に係る音声について、④これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。

二 ④専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声の文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

②聴覚障害者等のための複製等(37条の2)

項目	内容
利用主体	聴覚障害その他聴覚による表現の認識に障害のある者（聴覚障害者のほか、難聴や発達障害などを有する者も対象となりうる。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの（著作権法施行令2条の2第1項第1号、第2号）
対象著作物	公表された著作物で、聴覚で認識できる著作物（聴覚及び聴覚以外の感覚の両方で認識される著作物を含む。）
利用目的等	聴覚障害者等の利用に供する目的で必要な限度内のものであること
利用方法	・ 音声を字幕にする等、聴覚障害者等が利用するために必要な方式によって複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む）すること（法第37条の2第1号） ・ 聴覚障害者等へ貸し出す目的で、音声を字幕にする等、聴覚障害者等が利用するために必要な方式によって複製したものを、映像等とともに複製すること（2号）
ただし書	聴覚障害者等向けの著作物が著作権者やその許諾を得た者により公衆に提供されている場合は、複製等を行うことは認められない

※ 翻訳、翻案も可能（47条の6）

※ 「出所の明示」が必要（48条）

16

聴覚障害者等のための複製等(37条の2)の主体

字幕作成・送信

（著作権法施行令2条の2第1項第1号）

- ①身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設
- ②聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

貸出用の字幕付与

（著作権法施行令2条の2第1項第2号）

- ①大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
- ②身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設
- ③図書館法第2条第1項の図書館
- ④学校図書館法第2条の学校図書館
- ⑤その他、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人で、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

※貸出しを受けようとする聴覚障害者等の登録制度を整備するなど、文部科学省令で定める基準を満たすことが必要

17

演習問題

問 聴覚障害者等向けの貸出しのため、映画のセリフを字幕として作成して、その映画に挿入して複製したいが、大学図書館が行うことはできるか。

行為 法との関係	関係する権利	権利制限規定
字幕の作成 (セリフの複製)	複製権	聴覚障害者等のための複製等 (37条の2)
字幕の挿入 (映画の複製)	複製権	同上

⇒著作権者の許諾は 不要 ※貸出しについては、補償金の支払いが必要

① **大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設**

② 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設

③ 図書館法第2条第1項の図書館

④ 学校図書館法第2条の学校図書館

⑤ その他、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人で、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

18

目次

1. 障害者のための複製等

① 視覚障害者等のための複製等 (37条)

② 聴覚障害者等のための複製等 (37条の2)

2. 非営利・無料の場合の上演・貸与等

① 上演・演奏・上映・口述関係 (38条1項)

② CD、書籍等の貸与関係 (38条4項)

③ DVD等映像の貸与関係 (38条5項)

3. 美術の著作物等の展示等

① 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (45条)

② 美術の著作物等の展示に伴う複製等 (47条)

19

非営利・無料の場合の上演・貸与等

①上演・演奏・上映・口述関係（38条1項）



②CD、書籍等の貸与関係（38条4項）



③DVD等映像の貸与関係（38条5項）



20

目次

1. 障害者のための複製等

①視覚障害者等のための複製等（37条）

②聴覚障害者等のための複製等（37条の2）

2. 非営利・無料の場合の上演・貸与等

①上演・演奏・上映・口述関係（38条1項）

②CD、書籍等の貸与関係（38条4項）

③DVD等映像の貸与関係（38条5項）

3. 美術の著作物等の展示等

①美術の著作物等の原作品の所有者による展示（45条）

②美術の著作物等の展示に伴う複製等（47条）

21

①上演・演奏・上映・口述関係(38条1項)

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 ①公表された著作物は、②営利を目的とせず、かつ、③聴衆又は観客から料金を受けない場合には、④公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し⑤報酬が支払われる場合は、この限りでない。
2～5 (略)

○著作権者の許諾を得ずに利用できるための条件

①利用行為が「上演」、「演奏」、「上映」、「口述」のいずれかであること
「複製・譲渡」や「公衆送信」は含まれない(オンライン鑑賞会などは、許諾が必要)

②既に公表された著作物であること

③営利を目的としないこと

④聴衆又は観客から料金等を取らないこと

⑤演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと

※慣行があるときは、著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」が必要(48条)

【参考】図書館における無料上映会でのビデオグラム作品の利用に関する、日本図書館協会と日本映像ソフト協会との合意事項

2001年12月12日

全文：日本図書館協会『図書館雑誌』2002年1月号(p.70)

22

(38条1項)非営利・無料・無報酬の3要件

【③～⑤要件の詳細】

③営利を目的としないこと

営利とは… 著作物の利用が、直接または間接的に営利に繋がるかどうか

喫茶店でのレコードを用いた再生演奏 【 × 】

無料の商品PRイベント 【 × 】

④聴衆又は観客から料金等を取らないこと

料金とは… 著作物の提供・提示の見返りとして受ける対価

実費(上演の諸経費、会場費等)に充当することを目的として徴収 【 × 】

茶菓子の代金などを徴収 【 ○ 】

⑤演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと

報酬…出演料・祝儀その他その名目を問わず実演の提供に対する反対給付

車代、弁当代の支給(交通・食事に要する程度を超えないもの) 【 ○ 】

23

(参考) 出所の明示(48条)

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する**著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。**

- 一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合
 - 二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合
 - 三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、**第三十八条第一項**、第四十一条若しくは第四十六条若しくは第四十七条の五第一項**の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。**
- 2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。
- 3 次の各号に掲げる場合には、前二項の規定の例により、当該各号に規定する二次的著作物の原著作物の出所を明示しなければならない。
- 一 第四十条第一項、第四十六条又は第四十七条の五第一項の規定により創作された二次的著作物をこれらの規定により利用する場合
 - 二 第四十七条の六第一項の規定により創作された二次的著作物を同条第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げる規定により利用する場合

○規定の趣旨

権利制限規定によって著作物の利用が認められる場合について、その利用の態様に応じて合理的と認められる方法及び程度によって、**著作物の題号、著作者名又は出版社名などの著作物の出所を明示しなければならない。**

24

演習問題

問 図書館等において、絵本を用いた朗読会を行う場合、著作権者の許諾は必要か。

行為 \ 法との関係	関係する権利	権利制限規定
朗読会	口述権	営利を目的としない上演等 (38条1項)

⇒著作権者の許諾は 不要

25

演習問題

問 工場職員の能率向上・企業の生産性向上のために、工場内でバックグラウンド・ミュージックとして音楽を流す場合、著作権者の許諾は必要か。

行為 \ 法との関係	関係する権利	権利制限規定
音楽を流す	演奏権	特になし

⇒著作権者の許諾は 必要

解説

利用行為そのものが直接営利目的でなくても、**間接的に営利につながる場合には38条の規定の適用はありません**。なお、社内職員の運動会における演奏のような、社内の親睦を深めることを目的とする利用については、営利を目的としないものと考えられるため、38条の規定に基づき許諾なく利用できるものと考えられます。

※ただし、JASRACでは、事務所・工場等での主として従業員のみを対象とした利用は、当分の間使用料を免除

26

演習問題

問 子ども会主催の演奏会で演奏を行う。その際、茶菓子の代金として料金を徴収する予定だが、著作権者の許諾は必要か。

行為 \ 法との関係	関係する権利	権利制限規定
演奏	演奏権	営利を目的としない上演等 (38条1項)

⇒著作権者の許諾は 不要

解説

38条における「**料金**」とは、**著作物を公衆に提供・提示する行為の見返りとして受ける対価**を言います。上演等に要する諸経費（例えば会場費、アルバイトに支給すべき報酬等の必要経費）に充当することを目的とする場合は、収益金を見込んでいなくても、「料金」に該当します。一方で、子ども会主催の演奏会で茶菓子の代金を徴収する場合等、著作物の提供・提示の見返りでない場合は、「料金」に該当しません。

27

演習問題

問 演奏会で著名な演奏者を招いて演奏を行ってもらう。その際、車代や弁当代を実費程度支払う予定だが、著作権者の許諾は必要か。

行為 \ 法との関係	関係する権利	権利制限規定
演奏	演奏権	営利を目的としない上演等 (38条1項)

⇒著作権者の許諾は 不要

解説

38条における「報酬」とは、**社会通念上の報酬であり、実演の提供に対する反対給付のこと**を意味します。そのため、例えば車代や弁当代が支払われる場合、実質的に車代あるいは弁当代に相当する程度の金額であれば「報酬」には該当しませんが、名義が車代や弁当代であっても、実際に交通あるいは食事に要する程度を超えるものを支払っていれば、「報酬」に該当します。

28

演習問題

問 図書館等において、絵本を用いた朗読会を行う。朗読の様子を、後日ホームページにアップロードして公開する予定だが、著作権者の許諾は必要か。

行為 \ 法との関係	関係する権利	権利制限規定
朗読	口述権	営利を目的としない上演等 (38条1項)
アップロード	公衆送信権	特になし

⇒著作権者の許諾は 必要

解説

38条（営利を目的としない上演等）では、非営利・無料・無報酬の三条件を満たしたときには、著作権者の了解なしに、著作物を「上演」、「演奏」、「上映」及び「口述」することができます。しかし、**「複製」や「公衆送信」については、この特例の適用はありません。**

29

目次

1. 障害者のための複製等

- ①視覚障害者等のための複製等（37条）
- ②聴覚障害者等のための複製等（37条の2）

2. 非営利・無料の場合の上演・貸与等

- ①上演・演奏・上映・口述関係（38条1項）
- ②CD、書籍等の貸与関係（38条4項）
- ③DVD等映像の貸与関係（38条5項）

3. 美術の著作物等の展示等

- ①美術の著作物等の原作品の所有者による展示（45条）
- ②美術の著作物等の展示に伴う複製等（47条）

30

②CD、書籍等の貸与関係(38条4項)

（営利を目的としない上演等）

第三十八条（略）

- 4 ①公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、②営利を目的とせず、かつ、③その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

5 （略）

○著作権者の許諾を得ずに利用できるための条件

- ①既に公表された著作物であること
- ②営利を目的としないこと（非営利）
（貸本屋やCDレンタルショップのような営利目的であれば×）
- ③貸与を受ける者から料金等を取らないこと（無料）

⇒この規定により、図書館の貸出サービスが可能に

31

演習問題

問 図書館等において、市販の音楽CDや録音図書を貸し出す場合、著作権者の許諾は必要か。

行為 \ 法との関係	関係する権利	権利制限規定
音楽CD・録音図書の貸出し	貸与権	営利を目的としない上演等 (38条4項)

⇒著作権者の許諾は 不要

32

目次

1. 障害者のための複製等

- ① 視覚障害者等のための複製等 (37条)
- ② 聴覚障害者等のための複製等 (37条の2)

2. 非営利・無料の場合の上演・貸与等

- ① 上演・演奏・上映・口述関係 (38条1項)
- ② CD、書籍等の貸与関係 (38条4項)
- ③ DVD等映像の貸与関係 (38条5項)

3. 美術の著作物等の展示等

- ① 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (45条)
- ② 美術の著作物等の展示に伴う複製等 (47条)

33

③DVD等映像の貸与関係(38条5項)

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 (略)

5 ①映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(②営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限り、②営利を目的として当該事業を行うものを除く。)は、③公表された映画の著作物を、④その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に⑤相当な額の補償金を支払わなければならない。

○著作権者の許諾を得ずに利用できるための条件

- ①視聴覚資料の一般貸出しを目的とする施設及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者(政令で定めるもの)が行うこと
- ②営利を目的とする施設でないこと
- ③既に公表された映画の著作物であること
- ④貸与を受ける者から料金を受けないこと
- ⑤権利者に「補償金」を支払うこと

34

DVD等映像の貸与関係(38条5項)の主体

映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設で政令で定めるもの(営利を目的として設置されているものを除く。)

視聴覚資料の一般貸出しを目的とする施設

著作権法施行令2条の3第1項

- ①国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設(視聴覚センター、視聴覚ライブラリー等)
- ②図書館法第2条第1項の図書館
- ③その他、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの

聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。)

聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者

著作権法施行令2条の2第1項第2号

- ①大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
- ②身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設
- ③図書館法第2条第1項の図書館
- ④学校図書館法第2条の学校図書館
- ⑤その他、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人で、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

35

映像ソフトの貸出に関する補償金について

- **視聴覚教育施設**においては、視聴覚教育施設関係の団体である全国視聴覚教育連盟と、映画製作者関係の団体である公益社団法人映像文化製作者連盟、一般社団法人日本映像ソフト協会、一般社団法人日本映画製作者連盟との間で、**合意**がなされている。
- **公共図書館**においては、**業界団体といまだ合意に至っていない**。現在は、各映像ソフトメーカーが直接又は流通事業者を通じて公共図書館等に「補償金」処理済みの映像ソフトを供給しており、その貸出しが行われている。

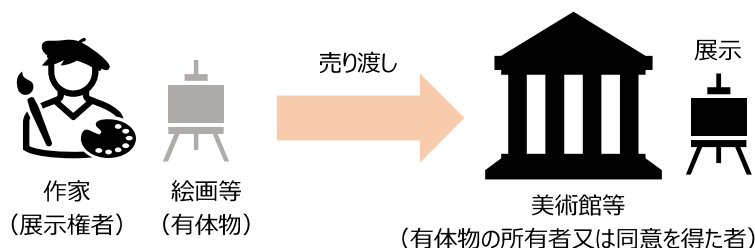
36

目次

- 1. 障害者のための複製等
 - ① 視覚障害者等のための複製等（37条）
 - ② 聴覚障害者等のための複製等（37条の2）
- 2. 非営利・無料の場合の上演・貸与等
 - ① 上演・演奏・上映・口述関係（38条1項）
 - ② CD、書籍等の貸与関係（38条4項）
 - ③ DVD等映像の貸与関係（38条5項）
- 3. 美術の著作物等の展示等
 - ① 美術の著作物等の原作品の所有者による展示（45条）
 - ② 美術の著作物等の展示に伴う複製等（47条）

37

①美術の著作物等の原作品の所有者による展示(45条)



(美術の著作物等の原作品の所有者による展示)

第四十五条 ①美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の②所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、③美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

【要件】

- ①美術の著作物、写真の著作物の原作品であること
- ②美術の著作物等の所有者又はその同意を得た者による展示であること
- ③街路・公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所や、ビルの外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所において、常時継続して公衆の観覧に供するような状態におく場合でないこと

38

目次

1. 障害者のための複製等

- ①視覚障害者等のための複製等 (37条)
- ②聴覚障害者等のための複製等 (37条の2)

2. 非営利・無料の場合の上演・貸与等

- ①上演・演奏・上映・口述関係 (38条1項)
- ②CD、書籍等の貸与関係 (38条4項)
- ③DVD等映像の貸与関係 (38条5項)

3. 美術の著作物等の展示等

- ①美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (45条)
- ②美術の著作物等の展示に伴う複製等 (47条)

39

②美術の著作物等の展示に伴う複製等(47条)

(美術の著作物等の展示に伴う複製等)

第四十七条 ①美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、**②第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者**（以下この条において「原作品展示者」という。）は、観覧者のためにこれらの**③展示する著作物**（以下この条及び第四十七条の六第二項第一号において「展示著作物」という。）**の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うために④必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。**⑤ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 原作品展示者は、観覧者のために**③展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合**には、**④その必要と認められる限度において、当該展示著作物を上映し、又は当該展示著作物について自動公衆送信を行うことができる。**⑤ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又は自動公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、**展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供するために必要と認められる限度において、当該展示著作物について複製し、又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。**ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

40

②美術の著作物等の展示に伴う複製等(47条)

【要件】

①オリジナル（原作品）を展示する者が行うこと

※ 3項については、原作品展示者に加え、これに準ずる者として政令で定めるものも行うことができる

②展示が展示権の侵害とならないこと

著作権者の許諾を得た場合や作品の所有者の同意を得ている場合 等

著作権法施行令7条の2第1項

③以下の利用であること

●展示作品の解説・紹介のための「小冊子」への複製等（1項）

✓ 複製できる作品

特別展（借用作品の展示）・・・出品陳列される作品の掲載に限られる

常設展（収蔵作品の展示）・・・交替陳列予定の作品を掲載することも可

✓ 小冊子

作品の解説が主体となっているか、作品名・作家名・製作年月・作家の略歴・作品の大きさ・作品の所有者名等の資料的要素が多いことが必要。観賞用の豪華本は【×】

41

②美術の著作物等の展示に伴う複製等(47条)

③以下の利用であること（続き）

●展示作品の解説・紹介のための上映、自動公衆送信（2項）

✓ 例えば、観覧者に解説・紹介する著作物の画像をタブレット端末の画面上に映し出すこと

●展示作品の所在に関する情報を提供するための複製、公衆送信（自動公衆送信の場合は送信可能化を含む）（3項）

✓ 例えば、展示作品の所在に関する情報を提供することを目的として、当該作品に係る著作物のサムネイル画像（作品の小さな画像）をインターネット上で公開することなど

④必要と認められる限度であること

⑤著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと

✓ ④⑤⇒観覧者の所有するスマートフォンに著作物の高精細の画像を送信し、観覧後も利用できるようにすること 【×】

※ 「出所の明示」が必要（48条）

42

②美術の著作物等の展示に伴う複製等(47条)

レオナルド・フジタ展事件（東京地判平元・10・6無体裁集21巻3号747頁）

「『小冊子』に該当するというためには、…書籍の構成において著作物の解説が主体となっているか、又は著作物に関する資料的要素が多いことを必要とするものと解すべきであり、…たとえ、観覧者に頒布されるものでありカタログの名を付していても、紙質、規格、作品の複製形態等により、観賞用の書籍として市場において取引される価値を有するとみられるような書籍は、実質的には画集にほかならず、右の『小冊子』には該当しない」

小冊子ダリ展覧会用パンフレット事件（東京地判平9・9・5判時1621号130頁）

「解説または紹介を目的とするものである以上、内容において著作物の解説が主体となっているか、又は著作物に関する資料的要素が相当にあることを必要とするものと解すべきであり、また、…掲載される作品の複製の質が複製自体の鑑賞を目的とするものではなく、展示された原作品と解説又は紹介との対応関係を視覚的に明らかにする程度のものであることを前提としているものと解され、たとえ、観覧者に頒布されるものであっても、紙質、判型、作品の複製態様等からみて、複製された作品の鑑賞用の図書として市場において取引されるものと同様の価値を有するものは、実質的にみて画集にほかならず、同条所定の小冊子に該当しない」

43

②美術の著作物等の展示に伴う複製等(47条)

美術の著作物等の展示に伴う複製等に関する著作権法第47条 ガイドライン（平成31年1月）（概要）

日本美術家連盟、日本美術著作権連合、日本写真著作権協会、

日本博物館協会、全国美術館会議、日本書籍出版協会 <https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/chyosakuken47guide.pdf>

【定義】

○原作品展示物

原作品展示物とは、収蔵作品の場合は、展示する目的で収蔵している原作品（寄託作品を含む。）を、借用作品の場合には、展覧会で出品陳列される原作品を指す。

○サムネイル

サムネイルとは、32,400画素以下の画像を指す。

【利用例】

- ✓ 展示の契約を結んだ借用作品を、契約成立後、展示期間に先立って当該展覧会等のウェブサイト
サムネイルを表示することができる。ただし展示終了後、原作品を返却したのちに削除する。
- ✓ 美術館、博物館は、展示する目的で収蔵している作品のデジタル画像について、本ガイドラインにした
がい、自館のウェブサイト上で公開することができる。
- ✓ 展覧会の収益のためにポスターやチラシ、新聞広告などに原作品の画像を掲載する場合は、著作権者
の利益に抵触することが考えられるため、掲載画像の大小を問わず、これまで通り権利者の許諾が必要
となる。等